

羽曳野市 災害時要援護者支援の 取組みにご協力ください！

～災害に備えて準備をしましょう～



羽曳野市では、地震など突然の災害への対策として、高齢者や障害者など自力で避難が難しいと思われる人（災害時要援護者といいます）が避難の必要な時に孤立することを防ぐために、地域の中で普段からの声かけや見守り活動などの体制づくりをおこなう**「災害時要援護者支援制度」**を実施しています。

1 この制度は？

災害の際に何らかの理由で逃げ遅れる危険性が高い方が、制度へ登録申し込みをして、町会や校区福祉委員会など支援してくれる団体に、あらかじめ状況を把握しておいてもらうことで、災害時の被害を少しでも少なくしようという制度です。

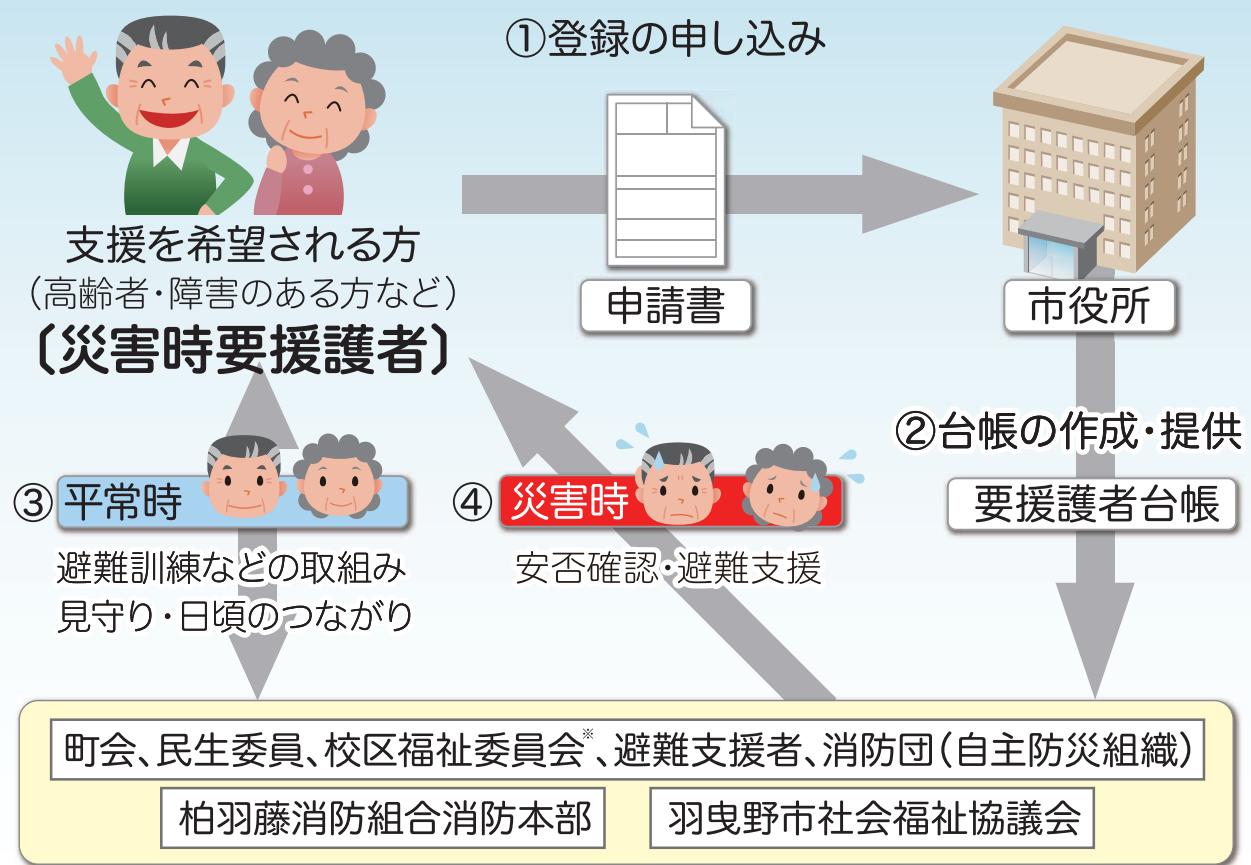
2 対象となる災害時要援護者とは？

「危険が迫っている」「避難しなければならない」などの、必要な情報を迅速、的確に把握することができない人や、自力で安全な場所に避難することができない人など、災害が起きたときにとるべき一連の行動をとるのに支援が必要な人のことをいいます。

(災害時要援護者)

- ① 身体障害者手帳(1級、2級)の交付を受けている方、視覚障害の方、聴覚障害の方
- ② 療育手帳(療育A)の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方
- ④ 障害者手帳をお持ちでお一人暮らしの方
- ⑤ 要介護3以上の方
- ⑥ 65才以上のお一人暮らし、75才以上の世帯の方
- ⑦ 昼間のみ⑥の状態になる方
- ⑧ 特定疾患、小児慢性特定疾患医療助成認定を受けている難病患者の方
- ⑨ その他災害時の避難に支援が必要な方

3 災害時要援護者支援づくりの取組みの仕組みとは？



*校区福祉委員会とは…小学校区を単位として、地域の福祉課題を解決していくための住民組織で、各種団体や自治会、民生委員・児童委員協議会、当事者組織、ボランティアグループなどにより構成されています。

4 登録の申し込みについて

制度の趣旨をご理解頂いた上で登録申し込みをすると、「災害時要援護者支援台帳」に登録されます。名簿には、以下の情報が記載されます。

住所 氏名 生年月日 性別 世帯状況 緊急連絡先

避難誘導を円滑に進めるための個人情報：要介助（車いす）など

この台帳は市が作成し、地域に情報を提供し共有します。

※羽曳野市が町会、民生委員、校区福祉委員会、避難支援者、消防団（自主防災組織）、市社会福祉協議会、柏原羽曳野藤井寺消防組合に情報を提供することに同意して頂きます。

また、校区福祉委員会や町会に提供する個人情報が、災害時の避難支援のほか、日頃の見守り・声かけ、要援護者マップの作成等に活用されることについても同意して頂きます。

5 個人情報の取り扱い

同意いただいた個人情報については、行政、関係機関及び地域の関係団体において適正に管理し、申し込まれた方の支援以外の目的には使用いたしません。



6 申し込み・お問い合わせ先

羽曳野市役所 福祉総務課 市役所別館1階4番窓口
☎072-958-1111（内線1121）

7 お申し込みにあたってのお願い

【登録を希望される方へ】

この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害の程度、状況によっては必ずしも支援を受けられるとは限りません。また災害時は誰もが被災者ですので、支援にあたる方が責任を負うものではありません。支援を希望される方も、常に自分の身は自分で守るという意識をもっておきましょう。

普段から災害への備えを行い、また地域において気軽に話せる関係を心がけましょう。

市民の皆様へ

この制度は、市民のみなさんの協力なしにはなりたちません。あなたのご近所に住む災害時要援護の方の避難支援者にぜひひなっていただきたいのです。もちろん、あなた自身の安全を守ることを最優先にしていただきます。また避難支援者になることで、何らかの責任を負わなければならないということはありません。いざという時、あなたのできる範囲でご近所の方に声をかけ、避難をお手伝いいただけないでしょうか。阪神淡路大震災でも東日本大震災でも、多くの方の命を救ったのは、日頃からのつきあいのあるご近所の方の声かけです。どうかあなたの身近な人を助ける人になってください。

地域の防災力の強化!

**ともに助け合う
体制づくりを!**

防災訓練などの地域の
集まりに積極的に参加
しましょう！



防災訓練に参加



日頃から、ご近所の人と
お付き合いをしましょう！



日頃の交流

**地域のみなさんの支え合いで
「住んでいて安心」のまちをつくるため
ご協力をお願いします。**